

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度 第 3 回 滋賀県一般機械器具製造業専門部会
「議事要旨」

開催日時	令和 4 年 10 月 26 日（水） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 45 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 人） 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員（定数 3 人） 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員（定数 3 人） 石田秀幸 西田保夫 水野 透 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p>労側委員の主張</p> <p>一般機械器具製造業については、出荷・生産ともに昨年を上回っており、売上増により現場は、人手不足の状態である。人材確保のためにも賃金アップは欠かせない。最低賃金近傍の労働者は、中小零細企業に多く、正規労働者・非正規労働者確保のためにも最低賃金を引き上げるべきである。</p> <p>一般機械 B ランクの兵庫、栃木、長野、静岡で結審しており、滋賀県の一般機械が B ランクの他府県に比べて経営状況が悪いとはいえない。</p> <p>10 月 21 日発表の 2022 年 9 月分の全国の消費者物価指数（総合指数）は「前年同月比は 3.0%の上昇」となっており、8 月分と同じ上昇率であった。しかし、消費者物価指数 3.0%の上昇は、消費税引上げの 1991 年 8 月を除けば 31 年 1 か月ぶりの水準、異次元の物価高騰といえる。</p> <p>また、大津市の消費者物価指数（総合指数）9 月分も 8 月分と同じ 2.4%であり、全国の指数と比べれば乖離があるものの、11 か月連続上昇している。</p> <p>みずほリサーチ&テクノロジーズの試算では、円相場が 1 ドル = 150 円程度で推移した場合、最低賃金近傍の 300 万円未満の世帯では、家計負担は 66,472 円増の試算結果が出ている。年間の法定労働時間の上限を 2,085.7 時間として、66,472 円 ÷ 2,085.7 時間 = 31.87 円（時間額）増が必要との試算である。</p> <p>以上により、使用者側に歩み寄った金額を提示する。</p>

その後の協議において、「令和4年度賃金改定状況調査・第4表①一般パートの賃金上昇率」製造業の賃金上昇率を基に算出した金額を提示する。

さらに、その後の協議において、全会一致の引上額25円で合意した。

使側委員の主張

使用者側は、求人募集時の金額と最低賃金引上げとは考え方が異なるものと考えている。

また、他府県の結審額は、その府県の労使のイニシアティブで決定しているものであり、本専門部会の審議に影響するものではないと考えている。

滋賀県の法人二税調定額（製造業）の資料によると、県税決算（汎用・生産用・業務用機械器具製造業）の概要を見れば、令和3年度は令和2年度と比較し145.4%と増加しているものの、令和3年度と令和元年度を比較すると84.1%で、コロナ前には戻っていないことを示す一つのトレンドである。

また、今年の連合及び経団連の春季賃上げ妥結状況並びに第4表のいずれを見ても賃上げ率は2%前半である。地域別最低賃金は3.46%引上げているが、労働者側が3%近い引上げを主張する根拠は認めがたい。滋賀県の特定（産業別）最低賃金において、過去から3%近い引上げ率となったことはない。

以上から、使用者側は歩み寄りの金額を提示した。

協議を経て、労働者側は「消費者物価指数の上昇や税制改正」を主張するが、地域別最低賃金（セーフティーネット）時に議論すべき内容であって、一般機械器具製造業最低賃金の審議で用いる議論ではない。労働者側が提示した引上額の算出根拠に理解できず、受け入れられない。

その後の協議を経て、全会一致の引上額25円で合意した。

- ・全会一致で結審し、専門部会報告を作成する。

引上額25円となる時間額978円で専門部会報告書を作成し、滋賀地方最低賃金議会に報告。

最低賃金審議会令第6条第5項を適用していないため、令和4年11月1日開催の滋賀地方最低賃金審議会で審議、答申予定。